

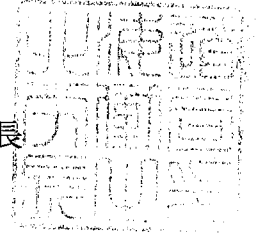


北労発基第 261109 号

平成 26 年 7 月 24 日

関係団体の長 殿

厚生労働省北海道労働局長



職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組について（要請）

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

職場のいじめ・嫌がらせ、いわゆるパワーハラスメントにつきましては、労働者の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、職場環境を悪化させ、労働者に仕事への意欲や自信を喪失させるのみならず、さらにこの問題を放置すれば労働者の心身の健康を脅かし、労働災害や自殺といった命の危険にまで及ぶ場合があります。

一方、全国的には約半数の企業がパワーハラスメントの予防・解決のための取組を行っておらず、特に 100 人未満の企業においては、8 割以上で何ら取組が行われていないことが明らかになっております。

また、当局管内に寄せられた民事上の個別労働紛争における「いじめ・嫌がらせ」に関する相談は、別添のとおり平成 25 年度に 1,992 件と相談の中で最も多く、社会問題としても大きく取り上げられる等、早急な対策が必要な状況です。

このため、厚生労働省及び北海道労働局では、この問題に取り組む社会的気運を醸成するとともに、各団体の会議等での説明、パンフレット、リーフレットの配布やポータル・サイト「あかるい職場応援団」（注 1）に、企業等の取組例の紹介や裁判例の解説、職場環境のチェックリスト等を掲載することにより、職場のパワーハラスメント対策について周知広報等を積極的に図っております。

今般、職場のパワーハラスメント対策の取組支援のために作成しましたパンフレット及びリーフレット（事業者又は労働者用の 2 種類）を送付しますので、貴職におかれましても、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組の重要性を御理解の上、貴団体等の会員各位が積極的に取り組むべく働き掛け、広報誌への掲載等を行っていただきますようお願い申し上げます。

さらに、平成26年9月5日（金）札幌市民ホールにおいて開催するパワーハラスメント対策取組支援セミナーの案内を同封しますので、取組の契機としていただくためにも会員各位の参加への周知をしていただきたく併せて御協力の程よろしくお願ひ申し上げます（注2）。

（注1）URLは以下のとおり。

<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>

（注2）当局ホームページにも掲載しております（URLは以下のとおり）。

http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/power_harassment.html

[問合わせ] 厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課
副主任監察監督官 小西 利典
電 話 011-709-2311（内線3547）

(別 添)

北海道労働局管内に寄せられた過去5年間における
民事上の個別労働紛争に係る相談件数

【件】

	民事上の個別労働紛争に係る相談(上位3つ)			
	計	いじめ・嫌がらせ	解雇	自己都合退職
平成25年度	8,250	1,992(24.1%)	1,133(13.7%)	1,008(12.2%)
平成24年度	8,545	1,831(21.4%)	1,300(15.2%)	1,006(11.8%)
平成23年度	8,623	1,463(17.0%)	1,436(16.7%)	756(8.8%)
平成22年度	6,436	1,162(18.1%)	1,447(22.5%)	389(6.0%)
平成21年度	6,789	1,102(16.2%)	1,846(27.2%)	286(4.2%)